

特定社会保険労務士

高田馬場労務事務所

〒169-0075
東京都新宿区高田馬場 4-29-30
ビルレジ・N502 号
TEL & FAX 03-6780-0894
メール onosato@kyuyo.biz



障害者雇用ビジネスの実態と課題、 対応策

厚生労働省は12月1日に、「第11回 今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」を開催し、障害者雇用ビジネスの実態や課題を公表し、今後の対応策や障害者雇用の質を高めていくための論点を示しました。

◆事業者、就業場所、利用企業、就業者が増加

障害者雇用ビジネスとは、企業に農園やサテライトオフィスなどを貸し、そこで働く障害者の採用や雇用管理などを代行して業務を提供するなどを行う事業のことをいいます。

同研究会の資料によると、令和7年10月末時点で障害者雇用ビジネス事業者は46事業者で、就業場所は221か所でした。また、利用企業は1,802社以上（把握した就業場所ごとの利用企業数を合計した延べ数）、就業障害者数は11,141人以上（把握した就業者数）でした。いずれも初めて公表した令和5年4月よりも大きく増加しています。

◆雇用の「質」を高めるためにガイドラインの策定を提示

同研究会の資料では、以下の障害者雇用ビジネスの課題を挙げています。

- ・業務内容・就業場所の分離によるインクルージョンの観点からの課題・雇用責任の希薄化
- ・固定的な業務付与による能力開発の制限など、

不十分・不適切な雇用管理

・障害者の能力発揮の成果が、有為な経済活動（事業活動）へ十分活用されない

また、「障害者雇用が一方的コストであるという認識に陥り、負担感のみが強まっていくことは、中長期的な我が国の障害者雇用の進展にとって負の影響が懸念される」と述べています。

同研究会では、上記の課題のは正に向け、障害者雇用に精通した資格者の配置や、障害者や利用企業への支援に従事するスタッフに対する教育訓練等の実施、最終的に利用企業が自社の就業場所での障害者雇用に移行させていくための提案・支援などを盛り込んだガイドライン設定、事業者によるガイドラインに沿った運営に向けた対応を提示しました。

【厚生労働省「第11回 今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会(資料)」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66442.html

失業保険の申請サポートをめぐる トラブルに注意～国民生活センター・ 東京労働局が注意喚起

国民生活センターは、「失業保険の受給額や受給期間が増える」という申請サポートに関する相談が増えているとして、注意を呼びかけました。東京労働局も同様に、「失業保険の金額・期間を増やす」と宣伝する業者に関するトラブルへの注意喚起を発信しています。失業保険は、

ハローワーク(公共職業安定所)での申請と審査に基づき支給される公的支援制度であり、外部事業者が給付内容を増やせるものではありません。

◆過度な宣伝と解約をめぐるトラブルが多発

全国の消費生活センターには、「サポートを依頼すれば受給額が増えると思ったが実際には増えなかった」「途中で解約を申し出たところ高額な違約金を請求された」といった相談が寄せられています。申請サポート契約の中には、広告や勧誘の段階で過度な期待を持たせる表現が使われているケースもあり、契約内容の理解不足によるトラブルが増えています。契約前に、サービス内容と費用、解約条件が妥当かどうかを慎重に確認することが重要です。

◆不正受給を促す悪質な事例も

さらに深刻なのは、不正受給を促すかのような誘導が見られる点です。実際にはメンタル不調がないにもかかわらず「うつ病と診断されるためのマニュアル」が送られてくるなど、虚偽の申請を促すケースが報告されています。不正受給が行われた場合、受給者本人が返還・納付を命じられるほか、詐欺罪などの刑事罰の対象となる可能性があります。事実と異なる申告を求められた場合は、絶対に応じてはいけません。

失業保険は再就職を支援する大切な制度です。事業者との契約に不安を感じた場合やトラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

【国民生活センター「失業保険の給付額等を増やすことができるとう申請サポートに注意——不正受給を促すかのようなケースも！——】

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20251203_1.pdf

【東京労働局「「失業保険の金額・期間を増やす」という申請サポートにご注意ください。】

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_01662.html

高齢者は預金通帳を見せる？ 介護保険の利用者負担見直しのゆくえ

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、利用者の負担を増やす見直しが行われようとしています。ここでは12月1日に厚生労働省が社会保障審議会の介護保険部会に示した見直し案のうち、利用者負担割合についてご紹介します。

◆2割負担となる所得の判断基準

現在、介護保険の利用料は原則1割負担ですが、単身世帯で一定以上所得(年収280万円以上)なら2割、現役並み所得(年収340万円以上)なら3割負担となっています。厚生労働省は2割負担とする所得基準について、260万円(夫婦326万円)、250万円(同316万円)、240万円(同306万円)、230万円(同296万円)とする4案を示しました。

◆激変緩和措置

厚生労働省は2割負担の対象者を広げるにあたり、激変緩和措置として2案を示しました。

第1は、当面の間は負担増加の上限額を月7,000円とする案です。これは、1月の負担増を最大の場合(月22,000円)の約3分の1に抑えるものです。

第2は、預貯金額が一定額以下の人は1割負担を続ける案です。これは、所得基準では2割負担になる人でも、預貯金、有価証券、投資信託などの金融資産が一定額以下の場合は、通帳などの資料を添付して自己申告すれば1割のままでするものです。厚生労働省は一定額として、700万円(夫婦1,700万円)、500万円(同1,500万円)、300万円(同1,300万円)の3案を示しました。なお、この預貯金要件は、介護施設における低所得者の居住費・食費を軽減する補足給付がすでに預貯金等を勘案して利用者負担段階を設定していることを踏まえて、自治体の事務負担に配慮するとされています。

「介護の社会化」の理念を掲げて2000年に始まった介護保険制度ですが、持続可能性を高

めるため、利用者と家族の負担を増やす方向で議論が進められており、今後の動向が注目されます。

【厚生労働省「第 130 回社会保障審議会介護保険部会の資料について／資料 1」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66495.html

- 固定資産税に係る住宅用地の申告[市区町村]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 紹与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[紹与の支払者(所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え[紹与の支払者]

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

13 日

- 源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和6年 7月から 12 月までの徴収分を 1 月 20 日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

2月 2 日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]
- 紹与支払報告書の提出<1月 1 日現在のもの>[市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]